

フィリピンにおける外国企業の会社清算手続き・必要書類 詳細

I. 概要

企業の清算手続き（closure or withdrawal of registration）は、設立手続きを行ったすべての政府機関に対して行う必要がある。一般的に以下の政府機関に対して清算手続きを行う。

1. 労働雇用省（Department of Labor and Employment (DOLE)）
2. 地方自治体（Local Government Unit (LGU)）
3. 国税局（Bureau of Internal Revenue (BIR)）
4. 証券取引委員会（Securities and Exchange Commission (SEC) ）
5. 社会保障関連機関（Social Security System (SSS)、Philippine Health Insurance Corporation (PHIC) 、 Home Development Mutual Fund (HDMF)）
6. PEZA（Philippine Economic Zone Authority）等の投資促進機関（登録のある場合のみ）

上記の中で、最初に手続きを行う必要があるのは、項目 1 の労働雇用省（DOLE）である。企業が清算を決定した後、影響のある従業員および DOLE に対して企業の清算について通知を行う。この通知は、清算日（closure date）の 30 日前までに行わなければならない。

項目 2 以降の政府機関については、現地法人とそれ以外の事業体（支店、駐在員事務所等）に分けて、それぞれ手続きと必要書類を説明する。なお、本稿では、清算により影響を受ける債権者がいない場合の手続につき説明する。

II. 清算手続きおよび必要書類

A. 現地法人 (*Domestic Corporation*)

現地法人はフィリピンにおける国内企業であり、フィリピン法の下で設立され、親会社とは別個の法人である。そのため、現地法人は、固有の会社定款および付属定款（Articles of Incorporation (AOI) and By-Laws）を持つ。

ステップ 1- 地方自治体（LGU）への申請を行う。

必要書類：

- 閉鎖申請書（Form for the retirement of business）
- 最新の営業許可証原本（Original Mayor's Permit (latest)）
- 過去 3 年分監査済財務報告書（Audited Financial Statements for the last three (3) years）
- 企業存続年数短縮または自主的清算を決議した取締役会決議書（BIR 提出用と同じもの）（Certificate of Board Resolution attesting to the shortening of corporate or voluntary dissolution）

※なお、地方自治体によっては、追加的な書類が必要とされる場合がある。

ステップ 2- 管轄の所轄税務署（Revenue District Office (RDO)）に対し、税務清算証書（tax clearance）の申請を行う。

必要書類：

- BIR フォーム 1905（Application for Registration Information Update）
- 公証済み税務清算証書申請書（Notarized Application for Tax clearance）
- BIR フォーム 2303 原本（Bureau of Internal Revenue Certificate of Registration (COR) ）
- 企業存続年数短縮または自主的清算を決議した取締役会決議書（SEC 提出用と同じもの）（Certificate of Board Resolution attesting to the shortening of corporate or voluntary dissolution）
- 期末在庫のリスト（List of ending inventory of goods, supplies and capital goods）
- 未使用の請求書原本、会計書類（All original copies of unused sales invoices and official receipts and other accounting records）
- 未使用の正式領収書の在庫リスト Inventory list of unused Official Receipts and Invoices
- 年次登録フィーの支払い証明（Latest Annual Registration Fee Payment）
- 閉鎖時点から遡って過去 3 年分の監査済財務報告書及び税務申告書（Audited Financial Statements and tax returns）（Annual Withholding Tax Returns 1604 CF/1604E, Monthly Withholding Tax Returns 1601 C,1601F/1601E , Income Tax Return 1701/1702, Quarterly Income Tax Return BIR Form

1701Q1702Q, Monthly (BIR Form 2550M and Quarterly Value Added Tax Returns BIR Form 2550Q))

- 帳簿原本 (Original Books of Accounts)
- 会社定款 (該当する場合は改訂後のものを含む) (Articles of Incorporation)
- SEC 登録証
- 全ての事業にかかる通知および許認可証の原本
- バランガイからの脱退証明書
- 関係地方自治体からの脱退証明書

ステップ 3 - 社会保障機関への申請を行う。ステップ 1 および 2 と平行した申請が可能。

必要書類：

社会保障システム (SSS)：

- SSS フォーム No. R-8
- SSS フォーム No. R-3 (最終支払いフォーム) および R-5 (最終回収リスト)
- SSS フォーム R-1A (雇用報告書)
- 会社定款 (該当する場合は改訂後のものを含む)
- 閉鎖通知書 (Notice of closure)
- 企業存続年数短縮を決議した取締役会決議書 (SEC、BIR 提出用と同じもの)
(Certificate of Board Resolution attesting to the shortening of corporate)

健康保険公社 (Philhealth)：

- Philhealth フォーム No. ER-3
- 閉鎖通知書 (Notice of closure)
- SEC 承認の解散証書または秘書役により認証済みの取締役会決議書 (Minutes of the Meeting certified by Corporate Secretary)

持家促進相互基金 (HDMF)：

- 閉鎖通知書 (Notice of closure)
- 企業存続年数短縮を決議した取締役会決議書 (SEC、BIR 提出用と同じもの)
(Certificate of Board Resolution attesting to the shortening of corporate)

留意点： BIR、地方自治体、SSS、Philhealth、HDMF は閉鎖手続きに際し、未納分および罰金の納付を請求される場合がある。

ステップ 4・ PEZA 等投資促進機関への申請を行う（登録がある場合）。ここでは日系企業の登録数が最も多い PEZA の例を挙げる。

必要書類：

- すべての従業員に対し必要な支払いを行う旨を記した書類（Notarized undertaking signed by the highest responsible official stating that all employees will be paid all monies due them）
- DOLE、NLRC、NCMB からの証書（Certification from DOLE, National Labor Relations Commission (NLRC) and National Conciliation Mediation Board (NCMB)）
- 社会保障システムによる掛け金納付済みであることを記した書類（Clearance from Social Security System (SSS) stating that company is up to date in remitting premiums of its employees）
- 企業存続年数短縮または自主的清算を決議した取締役会決議書（SEC、BIR 提出用と同じもの）（Copy of Certificate of Board resolution for the shortening of the corporate term or voluntary dissolution (same as the one filed with the SEC and BIR) ）
- PEZA ゾーン管理者による PEZA 債務および廃棄物に関する許可書（Clearance from the Zone Administrator/Zone Manager regarding (a) its PEZA liabilities; (b) its waste materials/garbage used in company's operations）
- 最新の財務報告書の写し（Copy of latest audited financial statements）
- 最新の四半期事業報告書（Updated quarterly reports on operations）
- 国税局発行の税務清算証書（BIR Tax clearance）（BIR が発行時に提出すればよい）
- 影響のある労働者数（Total number of affected workers）
- 廃棄予定の機械、原材料、資産のリスト（Certified list of machinery and equipment, raw materials, properties and other inventory to be disposed of, if any）
- PEZA 登録証原本（Original PEZA Certificate of Registration）

PEZA における閉鎖申請の承認は、隔月開催の PEZA 取締役会議にて行われる。

ステップ 5・ SEC への申請を行う。SEC への申請は BIR による税務清算証書（tax clearance certificate）発行後に可能となる。

申請料：510.00 ペソ

本稿ではフィリピン法人の閉鎖の際によく用いられる、a.影響を受ける債権者が不在の場合の自発的な清算と、b.存続年数の短縮の場合とに分けて説明する。

a. 影響を受ける債権者不在の場合の自発的な清算

会社は、以下の書類を SEC に提出する。

必要書類：

- 任意解散の確認済み申請書-正式な権限のある法人の代表者が署名し、確認したものでなければならず、以下の内容を記載しなければならない。
 - (i) 社名、SEC 登録番号、本店住所及び会社のメールアドレス（SEC 覚書回覧 2020-28 に従う）
 - (ii) 権限を有する代表者のフルネーム、会社における職位及びメールアドレス
 - (iii) 会社が清算を求め、清算により債権者の権利を害することがないこと
 - (iv) 清算の理由
 - (v) 株主総会の開催通知の様式、通知方法及び通知の時期
 - (vi) 解散決議に賛成した株主、取締役等の名前
 - (vii) 上記の取締役等が適法に選出された取締役等であり、株主が株主総会時の株主であること
 - (viii) 株主総会の開催日時及び場所
 - (ix) 株主総会の結果の公表の詳細
 - (x) 会社に係属中の訴訟がないこと
- 解散を承認し、解散の認証済み申請を行う権限を有する代表者を指定する、取締役会の決議または取締役／理事の証明書の公証済み写し。過半数の取締役／理事および秘書役による署名がなされる必要がある。
- 株主総会の招集通知を公表した発行者による証明書
- 最新の一般情報シート(General Information Sheet(GIS))
- 最終年度の監査済財務報告書（Audited financial statements (AFS) as of the last fiscal year）
- 社長及び財務役による宣誓の下でのサイン済み証明書で以下の内容を示すもの(i)清算は債権者の利益を害するものではない(ii)解散公告後 SEC への解散届出までの期間に、債権者からの反対がなかったこと（Affidavit executed under oath by the President and Treasurer that the (1) dissolution is not prejudicial to the interest of the creditors and (2) there is no opposition from any creditors from the time of publication of the notice of dissolution up to the filing of the dissolution with the SEC）

- BIR 発行の税務清算証書 (BIR Tax clearance certificate)
- 係属中の訴訟がないことに関する公証済みの秘書役による証明書)
- 必要に応じて、他省庁または適切な規制当局からの承認または推薦状
- SEC が要求するその他の書類

b. 会社の存続期間を短縮する方法による清算

存続期間を短縮する期間の長短に応じて、会社は、以下の書類を SEC に提出する。

(1) 存続期間を短縮する期間が定款変更の承認日から 1 年以上の場合

必要書類：

- 過半数の取締役および秘書役による署名がなされた証明書で以下の内容を示すもの
(i)存続期間短縮の方法による清算が取締役の過半数の賛成により決議され、3 分の 2 以上の株主（議決権のない株主を含む）が賛成したこと、(ii)株主総会の日時及び場所
- 修正された定款
- コンプライアンスモニタリング部門(CMD)のモニタリング証明書
- 係属中の訴訟がないことに関する公証済みの秘書役による証明書

(2) 存続期間を短縮する期間が定款変更の承認日から 1 年未満の場合

必要書類：

- 過半数の取締役および秘書役による署名がなされた証明書で以下の内容を示すもの
(i)存続期間短縮の方法による清算が取締役の過半数の賛成により決議され、3 分の 2 以上の株主（議決権のない株主を含む）が賛成したこと、(ii)株主総会の日時及び場所
- 修正された定款
- 最終年度の監査済財務報告書 (Audited financial statements (AFS) as of the last fiscal year)
- 社長及び財務役による宣誓供述書で以下の内容を示すもの(i)清算は債権者の利益を害するものではないこと、また、(ii)公告後 SEC への清算届出までの間、債権者からの反対がなかったこと (Affidavit executed under oath by the President and Treasurer that the (a) dissolution is not prejudicial to the interest of the creditors; and (b) there is no opposition from any creditors from the time of publication of the notice of dissolution up to the filing of the dissolution with the SEC)
- BIR 発行の税務清算証書 (BIR Tax clearance)

- 株主総会の招集通知を公表した発行者による証明書
- 係属中の訴訟がないことに関する公証済みの秘書役による証明書

2013 年 9 月 25 日、SEC は、会社およびパートナーシップの名称のガイドラインおよび手続きに関する SEC 覚書回覧第 5-2008 号を改正する覚書回覧第 17-2013 号を発行した。本回覧は、解散または登録証明書が無効となった会社の再登録申請は、新規の会社の登録であることを証明する取締役会の決議を含む特定の手続きが終了しなければ行うことができないとした。新しい SEC の登録番号および事前に発行された納税者番号は、新たな会社が、解散または無効となった会社とは別の事業体と区別されている証拠として、発行される。

2014 年 1 月 28 日、SEC は覚書回覧第 3-2014 号を発行した。本回覧は、初期登録の取り消し命令のための嘆願書の宣誓陳述書の一つとして会社の証明書の提出を義務付けるもの。嘆願書をサポートするものとして提出される財務諸表の期首残高の信頼性と正確性を強化することを目的としている。

B. 支店、駐在員事務所等の外国企業

1. 支店 (Branch Office)
2. 駐在員事務所 (Representative Office)
3. 地域運営本部 (Regional Operating Headquarters (ROHQ))
4. 地域本部 (Regional Headquarters (RHQ))

上記に示した 4 つの事業体は海外に本社を持つ企業の延長であるため、固有の法人格や株主等を有さない。

これらの事業体の閉鎖手続きは現地法人の手続きとほぼ同じである。主な相違点は、取締役会決議書の内容と認証の必要性である。現地法人の場合は、企業存続年数を短縮する決議、支店や駐在員事務所の場合は事業体の閉鎖を決議する点が異なる。また認証については、支店、駐在員事務所の場合はフィリピンから見て海外にある本社で決議書が作成されるため、作成地におけるフィリピン大使館において認証を受ける必要がある。

ステップ 1- 管轄の所轄税務署 (Revenue District Office (RDO)) に対し、税務清算証書 (tax clearance) の申請を行う。

必要書類：

- BIR フォーム 1905 (Application for Registration Information Update)
- 公証済み税務清算証書申請書 (Notarized Application for Tax clearance)
- BIR フォーム 2303 原本 (Bureau of Internal Revenue Certificate of Registration (COR))
- 事業体 (支店、駐在員事務所、地域運営本部または地域本部) の閉鎖を決議した取締役会決議書 (SEC 提出用と同じもの)。(Certificate of Board Resolution attesting to the closure of the branch (or representative office, ROHQ, RHQ))
- ただし、フィリピン国外で作成された決議書の場合、フィリピン大使館で認証を受ける必要がある。
- 期末在庫のリスト (List of ending inventory of goods, supplies and capital goods)
- 未使用の請求書原本、会計書類 (All original copies of unused sales invoices and official receipts and other accounting records)

- 未使用の正式領収書の在庫リスト Inventory list of unused Official Receipts and Invoices
- 年次登録フィーの支払い証明 (Latest Annual Registration Fee Payment)
- 閉鎖時点から遡って過去 3 年分の監査済財務報告書および税務申告書 (Audited Financial Statements and tax returns) (Annual Withholding Tax Returns 1604 CF/1604E, Monthly Withholding Tax Returns 1601 C, 1601F/1601E, Income Tax Return 1701/1702, Quarterly Income Tax Return BIR Form 1701Q/1702Q, Monthly (BIR Form 2550M and Quarterly Value Added Tax Returns BIR Form 2550Q))
- 帳簿原本 (Original Books of Accounts)
- SEC 登録証
- 会社定款 (該当する場合は改訂後のものを含む) (Articles of Incorporation)
- 全ての事業にかかる通知および許認可証の原本
- バンガライからの脱退証明書
- 関係地方自治体からの脱退証明書

ステップ 2 - 地方自治体(LGU) への申請を行う。

必要書類：

- 閉鎖申請書 (Form for the retirement of business)
- 最新の営業許可証原本 (Original Mayor's Permit (latest))
- 過去 3 年分監査済財務報告書 (Audited Financial Statements for the last three (3) years)
- 事業体（支店、駐在員事務所、地域運営本部または地域本部）の閉鎖を決議した取締役会決議書（BIR 提出用と同じもの）。 (Certificate of Board Resolution attesting to the closure of the branch (or representative office, ROHQ, RHQ))

ただし、フィリピン国外で作成された決議書の場合、フィリピン大使館で認証を受ける必要がある。

なお、自治体によっては、追加的な書類が要求されることがある。

ステップ 3 - 社会保障機関への申請を行う。ステップ 1 および 2 と平行した申請が可能。

必要書類：

社会保障システム (SSS)：

- SSS フォーム No. R-8
- SSS フォーム No. R-3（最終支払いフォーム）および R-5（最終回収リスト）
- SSS フォーム R-1A 雇用報告書
- 閉鎖通知書（Notice of closure）
- 会社定款（該当する場合は改訂後のものを含む）（Articles of Incorporation）
- SEC 承認の解散証書または秘書役により認証済みの取締役会決議書（Minutes of the Meeting certified by Corporate Secretary）

健康保険公社（Philhealth）：

- Philhealth フォーム No. ER-3
- 閉鎖通知書（Notice of closure）
- 事業体（支店、駐在員事務所、地域運営本部または地域本部）の閉鎖を決議した取締役会決議書（SEC、BIR 提出用と同じもの）（Certificate of Board Resolution attesting to the closure of the branch (or representative office, ROHQ, RHQ)）

持家促進相互基金（HDMF）：

- 閉鎖通知書（Notice of closure）
- 事業体（支店、駐在員事務所、地域運営本部または地域本部）の閉鎖を決議した取締役会決議書（SEC、BIR 提出用と同じもの）（Certificate of Board Resolution attesting to the closure of the branch (or representative office, ROHQ, RHQ)）

ステップ 4－ PEZA 等投資促進機関への申請を行う（登録がある場合）。ここでは日系企業の登録数が最も多い PEZA の例を挙げる。

必要書類：

- すべての従業員に対し必要な支払いを行う旨を記した書類（Notarized undertaking signed by the highest responsible official stating that all employees will be paid all monies due them）
- DOLE、NLRC、NCMB からの証書（Certification from DOLE, National Labor Relations Commission (NLRC) and National Conciliation Mediation Board (NCMB)）

- 社会保障システムによる掛け金納付済みであることを記した書類（Clearance from Social Security System (SSS) stating that company is up to date in remitting premiums of its employees）
- 企業存続年数短縮を決議した取締役会決議書（SEC、BIR 提出用と同じもの）
（Copy of Certificate of Board resolution for the shortening of the corporate term (same as the one filed with the SEC and BIR) ）
- PEZA ゾーン管理者による PEZA 債務および廃棄物に関する許可書（Clearance from the Zone Administrator/Zone Manager regarding (a) its PEZA liabilities; (b) its waste materials/garbage used in company's operations ）
- 最新の財務報告書の写し（Copy of latest audited financial statements）
- 最新の四半期事業報告書（Updated quarterly reports on operations ）
- 国税局発行の税務清算証書（BIR Tax clearance）（BIR が発行時に提出すればよい）
- 影響のある労働者数（Total number of affected workers ）
- 廃棄予定の機械、原材料、資産のリスト（Certified list of machinery and equipment, raw materials, properties and other inventory to be disposed of, if any）
- PEZA 登録証原本（Original PEZA Certificate of Registration）

PEZA における閉鎖申請の承認は、隔月開催の PEZA 取締役会議にて行われる。

ステップ 5 – SEC への申請を行う。 SEC への申請は BIR による税務清算証書（tax clearance certificate）発行後に可能となる。

申請料：1,010.00 ペソ

必要書類：

- 事業体（支店、駐在員事務所、地域運営本部または地域本部）の閉鎖を決議した取締役会決議書（BIR 提出用と同じもの）（Certificate of Board Resolution attesting to the closure of the branch (or representative office, ROHQ, RHQ) ）
- 最終年度の監査済財務報告書（Audited financial statements (AFS) as of the last fiscal year）
- 監査済財務報告書に負債がある場合、債権者の同意宣誓書（affidavit of consent of creditors if there are liabilities appearing in the audited financial statements）
- 債権者がいない場合、その旨を示した宣誓書（Affidavit of No Creditors must be submitted if there are no liabilities and no creditors）
- BIR 発行の税務清算証書（BIR Tax clearance）

- 会社清算についての公告証明書（週に一度の頻度で連続 3 週間の公告が必要）
（Publisher's Affidavit of the publication of dissolution of the corporation (once a week for three consecutive weeks)）

留意点：BIR、地方自治体、SSS、Philhealth、HDMF は閉鎖手続きに際し、未納分および罰金の納付を請求される場合がある。